

㊼ 診療所エックス線装置等廃止届

概要説明	医療法第 15 条第 3 項、医療法施行規則第 29 条に基づき、診療所のエックス線装置等を廃止した場合に行う届出書です。
提出書類	エックス線装置等廃止届（様式第 24 号） 1 部（押印は不要です）。 （保健所の受理した証が必要な場合は 2 部）
受付期間	廃止日～廃止後 10 日以内
受付窓口	（〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号） 下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 届出者は管理者個人です。・ エックス線装置の入れ替え時は、㊼診療所エックス線装置等廃止届及び新規の㊽診療所エックス線装置設置届が必要です。・ 廃止後、エックス線診療室を他の目的に使用する場合は、室の用途変更手続きが必要です。（法人の場合は㊽診療所開設許可事項変更許可申請、個人の場合は㊽診療所開設後届出事項変更届）